

# 新型コロナウイルス感染疑い発生時の対応フロー（入所系）

●ポイント 感染が強く疑われる者／濃厚接触者／それ以外に分けて対応する

## 感染症蔓延期の備え

- ・感染症対策の再徹底（健康観察・管理、地域状況把握、マスク等防護・手指衛生・消毒清掃・換気・三密回避）
- ・連絡体制の確認と情報共有（施設長、介護スタッフ、医療職、ケアマネジャー、家族、行政等）
- ・業務継続計画（BCP）準備、衛生・防護用品の確保、面会・出入りの制限・記録、リハビリは留意実施

## 感染疑い発生時

- ・発生と検査結果の情報共有・報告（連絡体制のとおり施設内・外部ともに実施）
- ・施設内の短期入所の中止も含め入退所者等出入り者の制限を強化
- ・感染確定に備え、防護強化し疑い者の隔離・個別ケア、スペース・物品の消毒・清掃、他の感染可能性確認

主治医・協力医療機関等に  
電話で連絡してPCR検査に繋げる

### 感染疑いの者

#### PCR検査の実施

結果まで：入所者は個室対応／職員は自宅待機  
結果報告：陽性）保健所・区市町村・東京都 及び連絡体制のとおり  
陰性）区市町村・東京都 及び連絡体制のとおり

### 濃厚接触者

#### PCR検査の実施（検査は濃厚接触者全員に行う）

結果まで：入所者は個室対応／職員は自宅待機  
結果報告：陽性）保健所・区市町村・東京都 及び連絡体制のとおり  
陰性）区市町村・東京都 及び連絡体制のとおり

※「濃厚接触者」の定義（発症2日前以降で総合的に判断）

- ・同居あるいは長時間の接触（車内等を含む）があった者
- ・感染防護（マスク等个人防护具）なしに診察・看護・介護した者
- ・感染予防（マスク・手指消毒等）なしに目安1メートル以内で15分以上接触があった者
- ・痰・体液・排泄物等の汚染物質（ティッシュ・タオル等）に直接触れた可能性の高い者

上記の定義に当てはまらない者でも医師が総合的に判断し、必要に応じてPCR検査の実施、上記フローに沿った対応を行う。

### 陽性

#### 感染疑いの者

#### 濃厚接触者

利用者  
原則入院

職員  
原則入院

※原則入院となるが低リスクかつ軽症の職員等については自治体の判断に従うこと。

※施設サービス継続については保健所と相談すること。

### 陰性

#### 感染疑いの者

利用者  
個別対応（経過観察）

職員  
自宅待機（有症状期間）

#### 濃厚接触者

利用者  
個別対応（14日間）

職員  
自宅待機（14日間）

## 新型コロナウイルス感染疑い発生時の対応チェックリスト（入所系）

### ●ポイント

感染が強く疑われる者／濃厚接触者／それ以外に分けて対応する

#### ①情報共有・報告（発生・検査結果）

- 施設長等、施設内（事業継続の判断）
- 医師（担当医・主治医・配置医・産業医等）
- 家族等
- 指定権者（東京都または区市町村）、保険者（区市町村）、保健所※陽性の場合

#### ②消毒・清掃（利用した部屋や共用スペース・使用した物品）

- 手袋を着用し消毒用エタノール液で清拭、または  
次亜塩素酸ナトリウム液で清拭・水拭き・乾燥（次亜塩素酸を含む消毒薬の噴霧は有害で危険）

#### ③濃厚接触者した利用者・職員の特定（発症2日前以降で総合的に判断）

- 同居あるいは長時間の接触（車内等を含む）があった者
- 感染防護（マスク等个人防护具）なしに診察・看護・介護した者
- 感染予防（マスク・手指消毒等）なしに目安1メートル以内で15分以上接触があった者
- 痰・体液・排泄物等の汚染物質（ティッシュ・タオル等）に直接接触した可能性の高い者

#### ④濃厚接触した利用者への対応（PCR検査等）

- 原則として個室に移動、生活空間・動線の区分け（ゾーニング）
- 担当職員を固定
- 換気1時間に2回以上数分間二方向の窓を全開（個室・共有スペース等）
- 職員は使い捨て手袋・サージカルマスクを着用  
（利用者がマスク着用できなければ、使い捨て袖付きエプロン・ガウン等を着用）
- ケア前後の手洗いまたは手指消毒の徹底  
（手洗いや手指消毒の前に自身の顔（目・鼻・口）を触らない）
- 体温計等の器具は、可能な限り当該利用者専用
- 来訪者との接触制限

#### ⑤濃厚接触した職員への対応（PCR検査等）

- 自宅待機14日間（保健所の指示に従う）

#### ⑥施設出入り者の記録（常時）

- 職員
- 面会者（制限）
- 業者（制限）

## 【濃厚接触した利用者への個別ケア】

### (i) 食事の介助

- 原則として個室
- 食事前の手洗い
- 食器は使い捨て、または専用にして洗剤で洗い熱水消毒か自動食器洗浄機（80℃ 10 分間）
- 器具等は洗剤で洗い熱水消毒か次亜塩素酸ナトリウム液に浸漬後洗浄

### (ii) 排泄の介助

- 使用するトイレは専用
- おむつ交換は手袋・サージカルマスク・使い捨て袖付きエプロンを着用
- おむつ処理は手袋を着用しビニール袋等で密封・廃棄後に手洗い  
(介護老人保健施設・介護医療院・介護療養型医療施設等では感染性廃棄物として処理)
- ポータブルトイレの場合は使用後に次亜塩素酸ナトリウム液で消毒

### (iii) 清潔・入浴の介助

- 介助が必要な場合は清拭
- 個人専用の浴室で介助なく入浴ができる場合は入浴可

### (iv) リネン・衣類の洗濯

- 熱水洗濯機（80℃ 10 分間）で処理・洗浄後乾燥、または  
次亜塩素酸ナトリウム液浸漬後洗濯・乾燥
- ティッシュ等のゴミ処理は手袋を着用しビニール袋等で密封・廃棄後に手洗い  
(介護老人保健施設・介護医療院・介護療養型医療施設等では感染性廃棄物として処理)

## 【感染確定後の対応】

- 感染職員は休職扱い（休業補償・労災保険の適用等の検討）
- 濃厚接触者の PCR 検査（保健所の指示による）
- 濃厚接触した職員の自宅待機指示
- 家族等への継続的連絡
- 定期的な医療派遣
- 衛生・防護用品の確保（サージカルマスク・使い捨て袖付きエプロン・ガウン・手袋・消毒用エタノール液等）
- 保健所への報告、区市町村及び東京都への事故報告書提出（居宅サービスは東京都不要）

### 【参考】

- 厚生労働省 社会福祉施設等における感染拡大防止のための留意点について（その2）（一部改正）（令和2年10月15日）
- 厚生労働省 介護現場における感染対策の手引き（第1版）等について（令和2年10月1日）
- 厚生労働省 高齢者介護施設における感染対策マニュアル改訂版（2019年3月）
- 厚生労働省 ご家族に新型コロナウイルス感染が疑われる場合 家庭内でご注意いただきたいこと～8つのポイント（2020年3月1日）
- 厚生労働省 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律における新型コロナウイルス感染症患者の退院及び就業制限の取扱いについて（一部改正）（令和2年6月12日健感発0612第1号）
- 東京都福祉保健局 高齢者施設における新型コロナウイルス感染予防～正しい知識とケアの方法で高齢者を守ろう！～（令和2年7月）
- 日本環境感染学会 医療機関における新型コロナウイルス感染症への対応ガイド（第3版）（2020年5月7日）
- 日本環境感染学会 高齢者介護施設における感染対策（第1版）（2020年4月3日）
- 日本環境感染学会 高齢者福祉施設の方のためのQ&A（2020年3月10日）第2版（2020年5月26日）
- 国立感染症研究所 新型コロナウイルス感染症患者に対する積極的疫学調査実施要領（令和2年5月29日版）
- 環境省 医療関係機関やその廃棄物を取り扱うみなさまへ新型コロナウイルスの廃棄物について/新型コロナウイルスなどの感染症対策としてのご家庭でのマスク等の捨て方